

## 常勤役員の報酬等に関する規程

昭和54年12月17日

MIPRO第54-670号

最終改正 平成16年 8月 2日

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人対日貿易投資交流促進協会(以下「協会」という。)寄附行為第21条の規定に基づき、協会の常勤役員(以下「役員」という。)の報酬等に関して必要な事項を定める。

### (給与の区分)

第2条 役員の給与は、本俸、特別調整手当、特別手当及び通勤手当とする。

### (本俸月額)

第3条 役員の本俸月額は、1,190,000円以内とする。

### (特別調整手当)

第4条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第11条の3第1項に規定する地域に在勤する役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、本俸月額に100分の12を乗じて得た額とする。

### (給与の支給日)

第5条 給与(特別手当を除く。)は毎月21日に、その月額を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

### (新たに役員となった者の給与)

第6条 月の初日以外の日において新たに任命された役員の任命当月分の給与(特別手当及び通勤手当を除く。以下次項において同じ。)の額は、本俸の月額をその月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額にその者が役員となった日からその月の末日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の給与)

第7条 月の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の退職当月分、解任当月分又は死亡当月分の給与の額は、本俸の月額をその月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額にその者が役員でなくなった日(役員が退職した場合において退職した日の属する月の末日までに再び役員に任命されたときは、役員でなくなった日の前日)までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額を支給する。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する役員に支給する。当該基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た金額の合計額に、一般職給与法第19条の4に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として次に掲げる在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、当分の間は財政状況等に応じて最大50%を減少することができる。

一 6月30日及び12月10日に支給する場合

在職期間が6箇月以上の場合 100分の100

在職期間が3箇月以上6箇月未満の場合 100分の70

在職期間が3箇月未満の場合 100分の48

3 特別手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。

ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、通勤のため公共交通機関等を利用する役員に支給する。

2 通勤手当の額は、6箇月の通勤に要する定期券等の額を6で除して得た額とする。

ただし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円を限度

とする。

(退職手当)

第10条 役員が退職した場合においては、在職1箇月につき、その者の退職の日における本俸の月額に100分の28を乗じて得た額に相当する金額以内の金額を退職手当として支給する。ただし、当該役員が政府関係機関からの出向者であって、元の機関に復帰するため退職する場合においては、支給しない。

2 在職期間の計算は委嘱の日から暦にしたがって計算するものとし、1箇月に満たない端数を生じたときは1箇月とする。

3 役員が退職した場合において、その者が退職の日、又は、その翌日に再び同一の役職の役員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

第11条 寄附行為第20条の規定により解任された場合(心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められたため解任された者を除く。)には退職手当は支給しない。

(適用除外)

第12条 常勤役員の委嘱にあたり、必要と認められる場合には第3条の規定に係わらず、その報酬を年額をもって定めることができる。

この場合においては、第2条、第4条、第8条及び第10条の規定は、これを適用しない。

附 則

この規程は、昭和54年12月17日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年6月16日から適用する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和56年6月25日から適用する。

附 則

この規程は、昭和56年12月3日から適用する。

附 則

この規程は、昭和59年3月6日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和60年3月7日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和61年3月24日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年3月23日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、第2条、第6条、第9条の規定は平成4年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年3月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年3月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成16年3月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第8条の改正規程は平成16年3月特別手当から適用する

2 平成16年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職の日の俸給月額が基準日の前日のその者の俸給月額を下回るときにおける退職手当の額は、第10条第1項

の規定にかかわらず、基準日の前日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。

- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれの暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第10条の第2項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成16年8月2日から適用する。